

第二十六回 参議院文教委員会會議録第二十四号

(四〇二)

昭和三十三年四月二十六日(金曜日)午前
十時四十七分開会

委員の異動

四月二十五日委員吉田萬次君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

本日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君

委員

大野木秀次郎君
川口爲之助君
近藤 鶴代君
左藤 義隆君
関根 久藏君
林田 正治君
林屋亀次郎君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松永 忠二君
湯山 勇君
加賀山之雄君

国務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君
警察庁警備部長 山口 喜雄君

文部省初等中等教育局長 内藤三郎君

文部省社会教育局長 福田 繁君

事務局側

常任委員 工藤 英司君
専門委員

本日の會議に付した案件

○社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(愛媛県における勤務評定に伴う小中学校長の懲戒処分に関する件)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

まず委員の異動について報告いたします。昨二十五日吉田萬次君が辞任され、補欠として森田豊壽君が選任されました。

また本日森田豊壽君が辞任され、補欠として吉田萬次君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 社会教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昨日大臣から聴取いたしました提案理由の補足説明を社会教育局長から聴取することにいたします。

○政府委員(福田繁君) 文部大臣の説明に補足して、その内容について概要を申し上げます。

社会教育関係団体と申しますのは、社会教育法第十条に規定する団体のことでありまして、法人であるといふこと

を問はず公けの支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であります。

ここでいう社会教育に関する事業とは、言うまでもなく、社会教育法第二十条の規定により、体育やレクリエーションの活動までも含んだきわめて広い活動領域のものであります。

従来、社会教育関係団体につきましては、その活動の自主性を尊重するために、国及び地方公共団体はこれに對し補助金を支出してはならないものと定めていたものであります。

しかしながら、何分にも社会教育活動の範囲は広く、これに関する事業を行う団体も多岐にわたるのであります。これらに對しては一律に補助金を支出してはならないことについては検討すべき問題が生じて来たのであります。

ことに、全国的及び国際的な運動競技に関する事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体、たとえば、日本体育協会のように、国内的には各種運動競技団体をその傘下におさめてそれらの連絡に當り、あるいは国民体育大会の開催のごとく全国的な事業を行い、また国際的には国際オリンピック委員会やアジア競技連盟の事業に對し日本を代表し、さらにオリンピックやアジア競技大会等の選手、役員を選定、派遣等国際的な事業を行う団体については、その事業の規模が全国的であるばかりでなく、国際的性格

のものであるので、政府は国家的見地からその事業の助成をはかる必要があるのであります。従つてこれらの団体の行う事業に關して行方国の補助につきては、当然の間、社会教育法第十三条の適用を緩和するといふのがこの法律案の内容であります。

なお、補助対象となる経費は、右のような団体の行う全国的及び国際的な事業と、これに關し必要な経費であります。また国の補助のみに限つたのは、対象となる団体及びその事業が全国的、国際的なもので、地方的なものではないからであります。さらに本措置を恒久的措置としなかつたのは、社会教育関係団体の性格及び本措置の緊急な必要性等にかんがみまして、当分の間の措置とするのが適當と考えられるからであります。

もっともこれによりまして、国がこれらの社会教育関係団体の活動を助成することになりました。社会教育法第十二条の規定によつて明らかになつたに、国はこれらの団体に對して不当に統制的支配を及ぼし、あるいはその事業に干渉を加へたりしてはならないものであることは論を待たないのであります。民間スポーツ団体の自主的活動の一その発展が期待されるのであります。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○委員長(岡三郎君) それでは補足説明が終りましたので、これより本案に對する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○松永忠二君 二、三点不明なところがありますので、お尋ねしたいわけがあります。

今の御説明で、たとえば日本体育協会というふうなお話でありましたが、ここで該当している、全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体というのは、日本体育協会をさしているのか、そのほかのものもこれに含まれているのか、その点一つ。

○政府委員(福田繁君) ただいまのお尋ねでございますが、法律案が「社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする」と、こゝういふように表現してございまして、仰せのように、この表現の中に入つてきますものは、ひとり日本体育協会だけでなしに、その運動競技に関する事業として全国的な事業を行い、かつ国際的な事業もあわせ行ふといふような団体はこれの中に入つてくるわけでございまして。

○松永忠二君 具体的に、日本体育協会以外にどういふ団体があるのかお聞かせいただきたい。

○政府委員(福田繁君) いろいろございしますが、ただいま全国的及び国際的な事業を行う運動競技団体としましては、法人組織になつてゐるものと、そうでない任意団体とのものがございします。しかしながら、このいずれの団体におきましても、全国的なそれぞれの運動競技の事業を行いますと同時に、国際的には国際運動連盟に加盟しまし

て、その競技については日本を代表する
 というような、国際的な事業を行
 なっている団体でございます。その具
 体的な名称をあげますと、財団法人
 になっておるものにつきましては、体

全国的、國際的な事業を行ふことを主たる目的とする団体に対しては、その事業そのものでなくして、經常的な経費も補助ができる、こゝういふような解釈をいたすのでございます。

○松永忠二君　その点はよくわかりました。

ビー、フットボール協会、これは財団法人になっている法人組織のものでございます。その四つでございますが、そ

その次の点として、これらの経費補助については、従前どんな形で支出をされておったのですか。

○政府委員（福田繁君） お尋ねの点が

のほかに任意団体といたしましては、日本アマチュア・レスリング協会、日本ヨット協会、あるいは日本水泳連盟、日本陸上競技連盟、日本蹴球協会といったような任意団体が二十ばかりございます。それらをさしております、具体的に。

○政府委員(福田繁君) お尋ねの点がどうも具体的にはつきりいたしませんけれども、たとえばかつて日本体育協会には補助が出せませんので、国が行うべき事業を体育協会に委託するという形で委託金を出したこともございます。現在出しておりませんが、そういう過去の例もございます。そのほ

○松永忠二君　よくわかりました。

その次の点として、「当該事業に関し必要な経費について行方」こういうようなことが出ておるわけであります。

いった過去の例もございます。そのほかには現在、たとえばある特定の種目の選手が、国際的な競技に参加するとか何とかいうような場合におきましては、その団体に対する補助金でなしに、選手個人に対する、たとえば渡航費の援助というような形でもって文部省は援助いたしております。

これは、たとえば日本体育協会が国体を行うとか、あるいはアジア大会の主催は別であります、国体を行うというような場合に、その国体に対する事業に直接な事業費に対する補助、並びにまあそれに関係した必要な事務費とかというものであって、たとえば日本

ては、その団体に対する補助金でなしに、選手個人に対する、たとえば渡航費の援助というような形でもって文部省は援助いたしております。

○松永忠二君 従前体協に対する補助、助成というものは文部省が団体主催者として、入った金を県がこれを受け入れ、それをそのまま県の議会の決議によって体協に補助するという形をとって、こうした法案と同じよう

（政務委員（福田繁君））この規定の仕方では、「当該事業に關し必要な経費について行ふ補助に關しては、」こういう

な目的を果していたというように聞いておるのではありませんが、それは誤りではないのですか。

○政府委員(福田繁君) ただいまのお尋ねの点でございますが、これは現在の国体の開催の仕方、あるいはまた体協がそれから一定の納付金を得ておる問題をさしておると思いますが、現在

は、たとえば昨年の例をとりますと、昨年は文部省から七百万円の国体の補助金を府県に出しまして、府県はもうろん国体の運営費としてはとにかくそれのみでは足りるものではございません。

えるわけです。私はむしろこの「当該事業に關し必要な経費」などという言葉ではなくて、たとえばここで「言うに」「社会教育関係団体で運動競技に關する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対して行う補助に關しては、当分の間」とい

んが、もっと膨大なものでございますが、府県で国体を開催しました場合に、体協主催でございますので、体協に對しまして、入場料等の収入の中から、納付金を、府県から体協に納めて

ことを主たる目的とするものに対して行う補助に關しては、当分の間」というようなことで、この内容については省略をする方が明確になる。しかも第十三条の団体に対する補助金という意味からもあえてその内容を拘束するよ

おつたのであります。その納付金をもつて体協の相当な経費をまかなつておるといふのが現状だと思ひます。

○松永忠二君　今の点について、少し

味からもあえてその内容を拘束するよ
うな文面を入れておく必要はないの
ではないかというように私は考えるわ
けですが、その点についてはどうい
う御意見を持っておられるのですか。

日本体育協会の経理がどんなふうにやられておるかというような点に触れられてお話があったわけですが、問題をもとへ戻して、この法案の文面

意見を持っておられるのですか。

○政府委員(福田繁君) 確かに仰せのように、そいう趣旨で十三条のこの禁止規定をはずすにつきは、社会教育関係団体としてこの運動競技を行

を解釈していくと、第十三条というのは、社会教育関係団体に対する補助金ということであって、別にその社会教

教育関係団体としてこの運動競技を行なっている団体についてそのままだですという点も、これは考えられるのでございます。しかしながら、一つは

育関係団体の事業内容について拘束を
しているものではないように思うわけ
であります。しかも社会教育団体とい
う、ここで言う社会教育団体というの

でございます。しかしながら、一つは当面しますところの問題は、たとえは体協のようなものにつきまして緊急に措置する必要があるというような関係からこれを当分の間に限定いたします

は第十条に規定をされていることから考えてみると、むしろはつきりとこの社会教育団体に補助金をするのだというふうな、当分の間この補助金をする

からこれを当分の間に限定いたしますことと、それからもう一つ今仰せになりましたように、この直接にはずすということも考えられますけれども、こゝいう「全国的及び国際的な事業を行

ことを法で禁止しておるものをゆるめて
いるというふりなことがはつきりわ
かるような表現にする方がいいじやな
いか。また補助金を出したものが、そ

ういう「全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする」というような表現を使っておりますのは、それ以外に何か若干の事業をされる場合も相当ありますので、そういう事業につ

の補助金が果してその当該事業に關して必要な経費であるかないかということをせんざくをするということは、補助金を与えてその活動に拘束をしない

相当ありますので、そういう事業については特に国としては考えない、やはり「全国的及び国際的な事業」ということは、国家的に必要と認められる事業についてこれを援助していこう、こう

ろいろその付随的な事業を考えます場合に、それらを一応はずす意味においてこいう表現を使ったのでございませう。

○松永忠二君　今の御答弁のよりなこ

とになると、それじゃ出したその金が当該事業に必要な経費に使われている

かどうかということを監査をしなければいけないということにもなってくると思うわけです。その団体自身が社会

かどうかというのを監査をしなければいけないということにもなってくると思うわけです。その団体自身が社会教育関係団体であってしかも「運動範

教育関係団体であつてしかも「運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行ふことを主たる目的とする」ということに出ている以上、別にそれを主た

る目的として、出た補助金に対して、もしこ

る目的としてゐることであるしするの
で、出した補助金に対しても、もしこ
ういうことを入れているとすれば果し
てその団体がそれ以外のものに使つて

てその団体がそれ以外のものに使っているかいないかということについてのいわゆるその検査も必要になってくると思うわけなんです。その団体があく

いるかいないかという点について、
いわれるその検査も必要になってくる
と思うわけなんです。その団体があく
までそういう認定のもとに立っている

までそういう認定のもとに立っている以上その団体に対する補助なんだから、事業に対する補助ということは三条の中には出ておらないわけなんだ

までそういう認定のもとに立っている以上その団体に対する補助なんだから、事業に対する補助ということは三条の中には出ておらないわけなんだから、私どもは常識的に考えてくる

から、私どもは常識的に考えてくるものと、そういうことを主たる目的とするものに対して、そういう団体に対して補助をするのであって、そういう事業

から、私どもは常識的に考えてくると、そういうことを主たる目的とするものに対して、そういう団体に対して補助をするのであって、そういう事業に対して補助をするということではない

に對して補助をするということでないわけでありませう。しかもこりいうことを入れておくことによつて、今後補助金の検査ということも出てこなければならぬ。

に對して補助をするということではないわけでありませう。しかもこういうことを入れておくことによって、今後補助金の検査ということも出てこなければいけませんし、あるいはその補助金の検

いけまいし、あるいはその補助金の検査を行うことによって、たとえば日本体育協会の活動についても相当な規制が出てくるということから考えてみ

いけまいし、あるいはその補助金の検査を行うことによって、たとえば日本体育協会の活動についても相当な規制が出てくるということから考えてみて、もっと端的に団体に補助するの

社会教育団体に補助を行うのだということであるが非常に明確になつてくるとは思ふが、どうですか、その点は。

○政府委員(福田繁君) ただいま仰せの点は、まことに重要な点だと考へますが、この十三条の「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、補助金を与へてはならない。」という規定は、団体補助でございまして、当然に事業もその中に含んでおるものと私どもは解釈しております。従つてこの社会教育法の一部改正の法律によりまして、こういった事業に關し云々いたしまして、今おっしゃるような点は、この国の補助金を出すという建前から申しますと、なるべく厳格に狭くしたいという趣旨からこういふ表現を使ったのでありまして、十三条との關係におきまして平仄が合つておるものと私は考へます。

○松永忠二君 そりするとその次の質問なんです、この団体に對して補助をした場合に、その当該事業に關して必要な経費であるかどうかという点、そりう点については一体検査とか、そりうことは行われるのですか、どういふ形で行われるのですか。

○政府委員(福田繁君) これは御承知と存じますが、補助金等に關する予算の執行の適正化に關する法律がございまして、これによつて補助事業の内容の確定なり、あるいはそれらの報告を徴するとか、あるいはそれを調査するといったような点から、この補助金等に關する予算の執行の適正化に關する法律のそれぞれの条項に従ひま

して、そりう監督なり調査をするわけでございます。

○松永忠二君 そりうするともう一点、それに関係するわけですが、従前はそりうすると、そりう点については補助金ではない、主権団体として出した金なんだというものであつて、そりう点については別に法的な検査は行われておらなかつたわけなので、そりうと今度はそりうものがこういふ形になつて出てくることによつて、そりう点にはむしろ強化をされて、制約を受けてくるという解釈になるわけなんです、そりう点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(福田繁君) 御承知の通りに、この補助金等に關する予算の執行の適正化に關する法律は昭和三十年にできましたので、それ以前の問題については、これは当然適用がないわけでございます。いまは、これは現在そりうした補助金は出しておりません。そりうした關係から別に問題になる点はないと思ひますが、ただ今仰せのよう、この補助金の適正化に關する法律によりまして、このいろいろな制約が加わるではないかというふうなお説のようでありまして、これにつきましては、この補助金の交付につきましては、それぞれ各省各庁の長は条件をつけることはできるわけでありまして、これはあくまで補助金の使用の適正化に基くところの条件でございまして、それ以外のものではない。従つてこの補助金の適正化に關する法律の中にも「補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要限度をこえて不当に補助事業者等に

對し干渉をするようなものであつてはならない。」というふうな規定がございまして、その趣旨だと思ひます。

○松永忠二君 大体お話の趣旨はわかりましたので、私としては、特に今いった従前行われたことが、むしろ法的にはつきりしてきて、しかも明らかにそりうした關係団体にそりうした補助金ができるというところは、けつこうなことでだと思ふわけですが、従つてそれと手えたことによつて、その団体が従前よりも非常に窮乏な状況に入り込んでくるというこのことのないように、特にこりう民間の社会教育団体の活動の自主的な発展をはかるために御留意いただきたいと思ふわけでありまして、それから關連して、地方自治団体、府県市町村にこりうした体育団体があるわけですが、こりうした団体に対するこりうした助成とか、そりうしたものにこりうした、積極的に文部省は進めていくというふうな氣持を持つておられるのか。これについては、相当現在の法規では拘束を持つておられるわけですが、こりう点についてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(福田繁君) 地方の団体にございまして、当然社会教育關係団体にございまして、第十三条の規定が働きますので、補助金は出せないわけでありまして、従つて補助金は出してないわけでありまして、實際上各府県でいろいろな競技大会を催したり、そりう事業を行うことの必要に迫られておられるわけですが、そりうした場合には、府県と体育団体等と共催という形におきましては、府県があるいは分担金を出すとこりうな場合もあり得ると思ひ

ます。そりうした場合に、そりうした分担金を出すとこりうことは申しませんが、これは各自自治体におきまして、適當と認める範圍においてそれらの事業を執行していくというところは、これは文部省としてとかく申す筋ではないかと考へております。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひますが、この法律案は、国体を主催した団体が行なつておつた納付金制度を改め、直接的に補助できることにするためにのみ改正したのか、さらにそれをも含めて、今後日本体育協會とか、あつては將來予想されるアジア・オリンピック大会等を行う団体に対して、国から積極的な助成をしようという意図をも含められてこの法律案を提案されたのか。その点大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(藤尾弘吉君) この法案を提出いたしますにつきましては、お話の通りに、国体の關係におきまして、体育協會が地方から納付金をもらつて、しかもそれが体育協會の運営の費用に充てられておるといふふうな事実がございまして、この事實はあまり感心いたしません。こりう点にはぜひ是正したいというふうなことも確かに一つの考慮のうちに入りました問題でございまして、ただ単にそれだけではございませぬので、御承知のように、最近いろいろ全国的あるいは國際的な事業が運動競技に關して行われ、かなり國家的な意義を持つものもあり、しかもこれらを主催する団体等が、經理の点において非常に窮乏になつておるとこりうなこともございまして、さしあたり当面の必要に応じます

ために社会教育法を改正いたしました、さやうな特別なものに對しまして、必要に応じて補助することができるとこりう道だけは一つ聞いておいていただきたい、こりうな氣持で提案いたしました次第であります。

○矢嶋三義君 大臣は、現在のわが国の学校体育、社会体育の實情を、どのやうな眼をもつて見られておるか。さらに、かつて本国会において、スポーツの振興というのを發言されたこともあつたんですが、具体的にどういふスポーツの振興政策、さらに学校体育、社会体育を、どういふ形に持つていくか、こりう構想を持たれておられますか。概括承わりたいと思ひます。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 今日、学校体育は、かなり盛んに行われておるとこりうのであります。これが健全な振興をはかつて参りたいと思つております。また一般の國民のスポーツに對する関心も、かなり高いものと考へるのでありまして、私は國民生活の全体から考へまして、ただ単にスポーツ熱が高いといふだけでなくて、ほんとうに皆がスポーツを理解し、スポーツを樂しむといふやうな社会に持つていくかなければならぬのではないかと、こりうやうな考へをいたしております。で、言葉は妙でありまして、いやくゆるスポーツ人口をふやして参りたい。しかもそれは健康な、健全なスポーツとして普及するやうにやりたい、こりうやうな考へ方をいたしております。こりうでございます。それにつきましては、三十二年度の予算におきましては、きわめてわずかでございまして、けれども、地方のスポーツ振興に關する予算を出しまして、御賛成を得ておる

わけでございますが、さらに今後のことを考えまして、御承知の通りに、内閣にスポーツ振興に関する審議会を設けまして、各方面の権威のある人たちの御協力を願って、国民スポーツの振興方策というふうなものについて、今協議をしていただいておりますような状況でございます。その結果によりまして、さらに今後の施策を考えて参りたいと思っております。

○矢嶋三義君 戦後において日本のスポーツ界が、世界の孤児となった日本の国際社会への復帰に、国民外交の立場から尽した功績が非常に大きかった。また国内的には、国民の体位の向上並びに国民の精神方面における明るさを取り戻す立場においても、戦後における日本のスポーツの内外における功績といふものは、きわめて私は高く評価されるべきだと、かように私は考えます。ただいまの大臣のスポーツ振興に対する一般的御意見は、私も同感でございますが、ここに具体的に提案されております法律案の内容である日本体育協会に一千万円の助成、こゝういふ基準額は、私はもう少し積極的に増額されてしかるべきではないかと考えます。私は寡聞にして世界の情勢を多く知らないわけですが、しかし私が聞いている範囲では、諸外国においても相当の助成がなされておるといふことを承わっております。もちろん助成をしたからといって、統制的立場でやっ

てはならないし、どこまでもそうでなくちゃならぬ。これはもう民主国家として議論以前の問題でございますが、助成を積極化するということについて、文部大臣はどういう御見解を持っておられるか。また世界の先進国にお

いて、かような団体と国家との関係はいかようになつておるか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 本年度の予算では、とりあえず体育協会に対する補助金を計上し、御賛成をいただいたのでございますが、私といたしましては、もちろんスポーツの持つておられますところの国内的あるいは国際的な意義が、かなり重要な問題であるといふことは十分認識いたしておるつもりでございます。必要に応じては、今日のもっとも予算を増額したい、今日の、今年度の予算計上をもつて決して満足しておるものではないといふことを御了承願ひたいと思ひます。そのほかの点につきましては政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(福田繁君) 後段の御質問でございますが、スポーツと国の助成との関係でございますが、特に諸外国におきましてこゝういふ団体に対して補助金を出しているかといふことはつまびらかでございせんが、この前のメルボルンのオリンピック大会を考へてみましても、最近まであまり国の経費として出しておりませんでしたアメリカにおきまして、相当本格的に国家で選手派遣に必要な経費を国で負担するといふような傾向がかなり強くなつて参つておるようでございます。それからまた従来このソ連圏等の国家におきましては、これは申すまでもなく国でまづかかといふような形をとつておるようでありまして、そゝういったんとそゝういったスポーツの振興について国が援助するといふ傾向が強まっているものと考へております。

○矢嶋三義君 私は中央並びに地方のこのスポーツ関係の団体を私が知つておる範囲内でながめてみますと、特定の法人、会社とか、あるいは特定の個人がその経費を多額に出される関係上、そのスポーツの団体が私的の性格を帯びている傾向が私は非常に強いと思ひます。それが数人あるいは数百人の個人が諸種の立場でグループを作つておるのならそれではよいと思ひますが、わが国においては中央、地方におけるこのスポーツ団体といふものは、国家的に、あるいは国民的にながめた場合に、半ば公共性を私は帯びていると思ひます。そゝういふ団体が個人のカラーが非常に強く出ていくといふ、こゝういふ私は運営の仕方はまずいのではないか、そのよつて来たところとは、結局その団体を維持していくところのこの費用の捻出という立場から出てきているわけで、国あるいは地方自治体の権力をもつてこれを統制的に支配する、その自主的運営をこゝういふといふようなことは万般あつてはなりません。私はその公正な、健全なる発展をはかるためには、中央地方を通じてできるだけ可能な範囲内において適正なる助成をされるという方向に進む方がよろしいのではないかと、かような私は見解を持てているのですが、大臣の見解はいかがでございますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) こもつともな点も多々あるように思ひますが、御承知のように、今日の社会教育法におきましては、国及び地方団体が社会教育関係の団体に對しては補助してはならないという原則があるわけでありまして、これはこの事柄の性質上、いわゆる自主的に民主的に仕

事が運ばれなくちゃならぬといふところから起つてくる条項であらうと思ひのであります。これをスポーツに關する限りにおいてどう考へるかといふ点も確かに大いに研究を要する問題だと思ひますのでございます。スポーツ界の現状から申しましても、また今お話しになりましたような点もございまして、国あるいは地方公共団体でもつと窓口を広げて助成したらどうかといふような考へ方も確かにあるのであります。が、われわれもいろいろ検討いたしましたけれども、この問題は社会教育法の基本原則にも關係する問題でございまして、なおよく検討を重ねて参りたい、こゝういふような考へで、とりあえずの措置をいたしまして、今回のような提案をいたしましたやうなわけでございます。お話の御趣旨につきましては十分一今後とも検討を重ねて参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 局長に伺ひますが、従来国際選球選手権選手派遣費、オリンピック選手派遣費の旅費は個人々々に補助しておつたのですが、これは法律があるからそゝういふ形で脱法行為をやつたわけで、それでそゝういふふうに弁明されていると思ひますが、今後こゝういふこの法律が通過した後は、オリンピックとか、庭球選手権の選手派遣補助費は個人々々でなくて、それを派遣する団体に補助するといふ形に変えられるのでしやうね、どうですか。

○政府委員(福田繁君) おっしゃるやうに従来の派遣費は、選手個人の渡航費を援助するといふ形で、国は補助金のなを出しておりました。従つて団

体には直接に出してはおりませんが、そゝういふ点も考へ方によつては必ずしも合法的でありませんで、今後この法律が成立をいたしました際におきましては、そゝういふたそれぞれの団体に直接渡航費を出すといふ形に漸次改めていきたいと思つております。

○矢嶋三義君 次は大臣に伺ひますが、私は社会教育団体のスポーツ団体に限つて、先ほど大臣の御意見を承わつたわけでございますが、その際私は、スポーツを除く社会教育団体に對する地方自治体の寄付行為ですね、これは私は、法にそむいた寄付行為が、助成行為が相当数行われていふと思ひます。特に地方自治体の首長の選挙を前にしては、いふやうな年度においては、再び立候補しようといふ首長の選挙戦の思惑もあつて、社会教育法上からいへばかと思ひやうな助成がかなりなされていふと私は確認をいたしておられますが、そゝういふ事態に氣づいておられないかどうか。もし氣づいておられないとすれば、調査をしていただきたい。また、そゝういふ事態があれば、内閣としてもしかるべく注意を私は喚起するべきだと思ひますが、これらの点についてお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 地方団体も国と同様に、社会教育関係団体に對しては補助してはならないといふことになつておりますことは御承知の通りであります。従いましてこの精神に反するやうな行為が行われておるといふしますならば、これは是正して参らなければならぬ問題だと思ひます。ただ問題といたしましては、實際問題といたしまして、實際の必要からしてこの法律には触れないやり方で

体には直接に出してはおりませんが、そゝういふ点も考へ方によつては必ずしも合法的でありませんで、今後この法律が成立をいたしました際におきましては、そゝういふたそれぞれの団体に直接渡航費を出すといふ形に漸次改めていきたいと思つております。

実質的な助成をしておるといふより、なにもあるいはあろうかと思ふのであります。そういう問題につきましても、本筋に照らして今後とも考へていかなければならぬかと考へます。また、もし今のお話のような別の意味をもちまして今のことが行われるというやうなことでありますれば、これは地方団体に対して指導の立場にありまして政府といたしましては、十分に考慮しなければならぬ問題であると思つておられます。

○矢嶋三義君 さらに承わりたい点は、前文部大臣の当時も私は質問をいたしました次第ですが、その後発展してないやうです。この際重ねて文部大臣に伺ひますが、学校体育、社会体育を総合的にこれを所管して参る体育の総合行政機関というやうなものが、日本では私は整つていない、かやうに今の私は行政機構を批判しているわけですが、内閣に、もちろんこれは行政組織法に基いていないけれども、とにかく審議会というものを設けてスポーツの振興をはかられようとして、いる文部大臣としては、まず私はそういう総合的に体育行政を扱うところの行政機構を整備される必要があると思ふのです。この点についていろいろ申し上げたいのですが、一つ具体的な例をあげますと、たとえば義務制である中学校の全国的な体育大会というものは奨励してない、今のところ禁止してある。ところが司法省関係では、少年不良化防止というやうな立場から、全国的に野球大会を催す、それについては何ら文部省にある体育行政機関としては周知してない、タッチしてないといふやうな形は、私は全くちがひ

ぐだと思ふのです。さらに文部省内の社会教育と学校体育に限定いたしましても、必ずしも私は有機的に総合的に行政が運営されているとは思ひませんが、これらの点について大臣はどういう反省を持たれて、さらに今後どういう構想のもとで体育行政を適正に活発に行なつていかんとするの、御所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 国民体育を振興いたしたためには、各方面の協力が必要だろつたといふことは私も考へます。従ひまして、必ずしも文部省関係だけでなくて、他の方面におかれましても、いろいろな形において体育の迎ふべきだと存じますが、同時にまたこれがあまりばらばらになつてしまふことももちろん考へなければならぬ。お話を聞くと、文部省に体育行政に関する機構でも考へたらどうか、かやういふ意味だろつと思ふのでございませう。これにつきましても、前大臣のときにも考へられておることでありまして、私も引き続いて、予算の際に文部省も体育局というやうな機構を一つ設けたといふ趣旨でもつて大蔵省と折衝もいたしたのでございませうが、遺憾ながら今回はその目的を達することはできなかったものであります。しかし、この考へは捨てておるつもりはございせん。今後ともその方向に向つて努力して参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その問題は、戦後長きにわたる問題でございませうから、おそらく大臣も長く文部大臣に就任されてゐるの、大臣の就任期間中に一日も早く解決されるやう、さらに御努力いただきたいと思ひます。

国民体育の振興という立場から、国民体育大会は昭和三十三年の富山県開催までが決定確認されているわけですが、御承知のごとく、地方財政も前向きな姿勢になつてきておられますし、こゝういふ状況であれば、国民体育大会といふものは三十四年以降も継続されるやうに、文部大臣としては努力され、またさういふ見通しである、こゝういふ立場に立たれてゐるものと思ひますが、念のため承わつておきます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 国民体育会につきましても、御承知のやうな事情で、地方で開催することについては、なりの制約が今日あるわけではございませう。こゝういふ静岡県で開催するといふことになつておるのでございませう。今年以降のことにつきましては、まだ確定をいたしてゐるわけではございませせん。今お話しになりました富山県は、これは熱心に富山県で開催することを希望しておられるという状況でございませう。この問題につきましても、事の起りは、私の承知いたしておりましたところによれば、地方の財政がかなり苦しい、さういふやうな状態のもとに、無理に国民体育会というやうなものをやつて、また地方の負担を重くしたり、あるいは赤字の種を作るといふやうなことは避けたいと思ひます。地方法政上の考慮が主たる理由であらうと思ふのであります。さういふやうなことから、今日までとらなれた措置もあるいはやむを得なかつたといふ点はあるやうかと思ひますけれども、一面におきまして、これを開催することの可能な府県も私はあるだろつと思ひます。それからまた、国民体育会をやはり地方に、あちこちで開催するとい

いうことが、国民体育の振興の上から申しますといふと、非常に意義があるといふやうにも私は考へるのであります。さういふことでありますので、今日とつておりますところの方針については、実は再検討いたしたい、こゝう考へまして、先ほどもちよつと申し上げました、今開催しておりますところのスポーツ振興に関する審議会の一つの問題として検討を願つておるやうな次第でございませう。できることならば、やはり各地で開催することがけつこうではないかといふやうに私は考へております。

○矢嶋三義君 もう一、二点伺ひますが、メルボルンのオリンピック大会参加費用ですね、この一部を競輪の収益金から寄付を仰いだといふことがきつかけとなつて、体育協会からラグビー協会の方が離脱されたままになつておられますが、まことに私は遺憾なことだと思つております。これも、結局は派遣費用が不十分であるところから起つたことと思ふんですが、私の党では、地方財政に対する競輪のプラスといふ面は微々たるものに最近なつてきつたあるし、むしろ弊害が多いので、競輪、モーターボートは廃止するといふ党議を決定して、その意思表示をしておるわけですが、ちやうどラグビー協会の離脱といふ問題は、競輪の収益金をもつて派遣費の一部に充てたといふことで、意見が対立して分裂したやうな形にまでなつてゐるわけですが、この国際競技大会に選手を派遣する場合、競輪とかモーターボート等の収益金をもつて遠征費の一部に充てるといふやうな、こゝういふ行き方を文部大臣としてはどういふ見解を持つてながめてお

られますか、この際承わりたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 国際的なスポーツの会に出場いたしまするために、競輪等の方面から寄付金を受けたといふ事実はあるやうに承知いたしております。これも、お話の通りに、各関係団体とその派遣費用の捻出に苦しんだ結果の産物であらうと、私は思ふのであります。もとより、競輪といふのも今日公認せられておる事業でございませうので、そこから金をとつたことがどうであるとかこゝうであるとかといふやうな論定はよほど慎重になつなければならぬと、私は思ふのであります。

私一個の考へとしてこれはお聞き取り願ひたいと思ふのでありますが、私はさういふ事柄はきわめて望ましくない事柄だと考へております。できることならば、さういふ方面からは一つアマチュア・スポーツについては金をもらわないうやうな心持でほしいといふのが、私一個のこれは考へ方ではございませう。今回のこの立法をいたします心持の裏にも、多少はさういふ点も考へ、できるだけ必要ならば国でめんど見ようといふやうな心持で実はこの立法もお願ひをしておるやうな次第でございませう。今後の推移はどういふことに相なるか存じませんが、私一個といたしましては、さういふ心持を持つてこの問題をながめておると、御承知を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それと関連して伺ひますが、国民体育大会を主催する自治体が、その開催費を捻出する立場から、その自治体が持つておるところの競輪場において、臨時に競輪を行なつて、その収益を充てるといふ立場から臨時

に開催することを通産省に要求するといふようなことは私はあるべきでない、またかりにそういう申請があつたからといって当局は許可すべきものではない、国民大会はそういう形で私は開かれるべきものではないと、かように考えますが、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 私の一個人の心持はただいま申しました通りでございます。競輪の仕事が地方財政を援助するためにできておるようなことになつておりますが、実際問題として方や心を配らなければこれはいたし方がなからうと思ひますけれども、願わくばさうなことをないやうに希望いたしておる次第でございます。

○矢嶋三義君 最後に承わりたい点は、先ほどもちよつと出ました、内閣に設けられましたスポーツ審議会ですが、この委員には労働者の代表を入れられてないやうに私は新聞で拝見しております。スポーツ人口をふやすという立場から私は全国的な、この労働者を結集した団体の代表等はその審議会の委員に入れて、いろいろと意見を述べていただくことがいいのではないかとと思ひますが、この点と、それからこの審議会に対して、具体的に大臣がこの点を研究していただきたいという、まず第一の大きな問題として御研究を願ひ、まあいわば諸問をしようという問題はいろいろ案件でございますか、その二点について承わりたいと思ひます。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) ただいま會議を開いておりますので、その研究をお願いしております題目は、一つは国内スポーツの振興に關する方策いかに

という問題、いま一つはスポーツの國際交換を促進するための方策いかに、こゝういふ大体二つの項目について検討をお願いいたしております。

それから委員ですが、これは二十人の委員をもつて構成いたしておるのがあります、スポーツに關係する各方面の權威者を網羅したいといふ考えのもとに入選もいたしました次第であります。必要に応じましては、またたとえばただいまお話しになりましたやうな労働關係の方の御意見を聴取するといふやうなこともちろんできるわけでありまして、委員といたしましては特にどの産業界のどの部門、あるいは労働界のどの部門といふやうなところで選考はいたしませんで、スポーツに關係の深い方々を委員としてお願い申し上げておる次第でございます。

○野本品吉君 きわめて簡単なことですが、お伺ひしたいと思ひます。御承知の通り来年度の五月に東京都において第三回のアジア競技大会が開かれる、都としてもこの受け入れ態勢の整備をいろいろと考へられておるやうであります、この大会はやがての國際オリンピック競技大会にもつながるものであるやうにも考へられます、また國民体育振興あるいはアジア諸國と體育を通じての善隣友好、こゝういふ点におきまして相当重大な意義を持つてくると思はれるわけであり

ます。このことにつきまして、國としてしましてはどんなやうな心がまえでおられますか、どういふやうにお考へになっておられますか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 来年度の五月に東京で第三回アジア競技大会を行

予定をもちまして、今いろいろその準備をいたしておる次第でございます。これにつきましては政府もその計劃に参画をいたし、また政府としてできるだけの協力はいたしたいと思ひております。

次のもう一つの問題は、お話のやうに、國際オリンピックを日本に招致するといふ問題でございます。これは年来わが國といたしましてその運動をいたしている次第であります、政府におきまして、これが実現のためにできるだけ尽力したいと思ひております。

○野本品吉君 ただいまの大臣の御答弁で大体わかりましたが、私も来年のアジア競技大会といふものを、国内的にも國際的にも、どういふやうに価値づけるかといふことにつきましては、会場のある地はもちろん、國といたしまして十分な考慮を払つて万遺憾なきを期すべきである、まあ、かように考へておる次第であります。それだけ

です。

○加賀山之雄君 この改正はまことに私は趣旨としてけつこうだと思ひますが、大臣に予算分科会でもちよつとお伺ひしたいのでありますけれども、この運動競技という解釈でございます、これはまあスポーツという意味だろつと私は思ひますが、非常にばく然としてゐる。まあ、たとえばゲームといふか、勝敗を争ふことを主とするものと、そうでないものとある。そこでたとえば山登り、登山といふたやうなもの、これにまあ全國的な事業を行ふことを主たる目的とするものがあれば、こゝういふ団体にやはり補助が考へられるかといふ点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) お話の点は、レクリエーション等を行います団体について補助の対象になるかどうかといふやうな御質問のやうに承知いたしましたのでございますが、この法律は「運動競技に關する全國的及び國際的な事業を行ふことを主たる目的とする」団体と、こゝういふやうに書いてございまして、運動競技に類似のものでございまして、運動競技に類するところの団体については、たとへば全國的な団体でありまして直接この法律の対象にはならない、こゝういふやうに解釈しております。

○加賀山之雄君 レクリエーションと何も限定する必要はないのですが、運動競技、スポーツがどういふやうに國の中で行われてゐるかという様子を見れば、これはいわゆる國際競技——これはオリンピック種目に入らないところのテニスといふやうなものは非常に國際競技としてはなかなかものであることは事實です。この國際競技といふものに力を入れられるといふことは私は納得である。これはまあスポーツ振興には非常に大事だし、國際親善にも大切なものであると思ひますが、國內でスポーツが行われてゐる、広い面

でどういふやうに行われてゐるかといふことを見ると、むしろ國際的な競技に出場する、あるいは國內の大会に出場する選手といふものは数はきつめてわずかであつて、たとえば学校にしろ、社会団体にしろ大ぜいの人はわずかの広場でスポーツボールをやる、あるいはテニスボールをやる、あるいは最近はいきりシング、あるいはハイキング等非常に盛んになつてきてお

る、私は社会教育面におけるこゝういふスポーツを取り上げた場合には、こゝういふ面の振興あるいは指導といふことは國際競技を主としたものの団体を補助する以上にはこれは大事だ。なおい

ゆる選手養成といふやうなものはピラミッド型になつてゐるので、全國のい

体育協会を国として援助するならば、一方そろいつたレクリエーション協会というような性質のものも援助する、

ポーツ審議会等では、国民スポーツの振興に関する方策も諮問いたしているわけでありまして、それらの検討の結

私はいいことだと思うのであります。

あると存じますが、立法上の問題としては、これは社会教育関係団体の性格と申しますか、これは第十三条にも明瞭になっておりますが、そういった性

てはまるものという規定ですから、

従つて必ずしも言われるように今こ

は緊急だからと、そういうものではないと思ふ。それからこの本措置の緊急な必要と云ふものも今言われた通り、将来もつて対象も広げていこう、それからオリビックを言うのも変でなければ、まあ例外を引けばオリビック等もいろいろ措置によつてやつていこう、こういうことであれば私は法律の精神としては将来にわたつてやつていこうという気が当然あるべきだと思ふのです。ただ社会教育法の建前があつて、建前になつておるから、そこはまあ憲法の建前があつて、建前だからそこでいろいろ法律があつて、そういうふうになつてくると若干問題も起るかもしれないというよりないいろいろそればかりでないでしょうが、そういう点も考慮してまあ「当分の間」といふことにしたのだといふ私はそれで了解できるので、それが、そういうお考えではないわけですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君)

この条項のただいま湯山さんの御解釈、しいて反對をいたそうとは思つておりません。この「当分の間」といふ言葉を作りますのにはお話にありましたやうないろいろの事情もございまして「当分の間」といたしたわけでございます。わが国の国情の上から申しましてこれがそう簡単にやめられるものとは私は考えておりません。むしろさらにこういふ考え方が発展していつてもつとはつきりした立法措置が考えられる時期もおそらく起るであらうというふうに私は考えるのであります。ともかくいろいろ都合がございまして、「当分の間」といふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 了解いたしました。

○委員長(岡三郎君)

私ここから質問をするのはちよつと面はゆいのです。が、許していただきたいと思ふのです。私はこの財団法人体育協会の問題と関連して、財団法人日本相撲協会について質問をしようと思つたと思ふのですが、いろいろと衆議院において検討されて、そうして現在衆議院においては要望を四力条にまとめて、これは文相に提出し善処を願うといふことになつてきておると思ふのですが、あの四項目を見ると、第一項目は、この相撲協会の定款の目的の第一項に相撲専修学校の設立、維持、こういふものがあります。これは現在できておるませんが、これを通過して相撲協会の発達に寄与して奨励していきたい。それから第二項は茶屋を廃止すべきである。それから第三項はいわけのお客さんに見せる場合に状態では万一火災、その他があつた場合に危険ではないか、ああいう「ます」のやうなもので狭い所に大ぜい詰め込んでおいて一朝事があつたときにはあれが非常な災害を呼ぶ問題であるから、ああいう「さじき」その他の点についても検討を加えていかななくてはならぬ。それから第四項目においては年寄制度といふものの待遇の改善、あるいは社会保険にこれを適用させていくやうな方法を講じなければならぬ、こういうふうにしほつておられますが、私の考えでいふと、そのやうな目的が達成せられた場合に、これが公益法人としての資格をそれでは持つてゐるかという問題になると思ふのですが、その点、これは局長に御答弁願ひたいと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(福田繁君)

ただいまの御質問でございしますが、衆議院の文教委員会でお示しになりました四項目の關係でございしますが、この相撲協会の財団法人としての性格と申しますか、あり方についてはいろいろ問題があるやうかと存じます。従つて果して今お示しになりましたやうな四項目を完全にすれば財団法人として公益性があるかどうかといふような点は、よほど検討を要すると存じております。と申しますのは、現在この寄付行為の中には直接現われておりませんが、相撲協会自体としては、今お話のやうな学校を設けるとか、あるいは学生、青年団、その他に對しまして相撲を普及するとか、あるいは力士の養成とかいろいろ公益的な事業を掲げてございしますが、そのほかに相撲興行をやつております。この相撲興行の比重が財団法人相撲協会の事業の中であつた大きな比重を占めておることは御承知の通りでございします。従つてこの相撲興行のあり方といふものが、やはり現在の相撲協会としては相当重点になつてくるのではなからうか。かように考えておりますので、この点をさらに相当検討いたしませんと、今御質問のやうな四項目のみで財団法人の公益性を持つかどうかといふ点は直ちに言えないと存じます。

○委員長(岡三郎君)

私はもしも以上の四項目で大体相撲協会の姿が財団法人に適合するといふことになる、たとえばプロ・スポーツの中で野球などは子供も大人も、男女を問わず非常に愛好されておるわけですが、これは今株式会社でやつておられますが、この野球連盟がやはり野球学校といふやうなものを作つて、そうしてプロ選手の現役に役に立たないやうな方々をここで養成し、そしてそれによつて斯道の発達に資すると、それからちろん野球には茶屋などといふものはないのですからこれはいいとして、次に野球場を危険のないやうに整備してありますし、それから野球連盟の係員、そういう人々の待遇、その他のものを考えれば、こつちの「プロ・スポーツ」も財団法人として適格であるといふやうに、やはり相当要望が出てくるといふやうに私は考へるのです。そうなつてしまふといふと、文部省として所轄してゐる公益法人に對するところの取扱ひ方が非常に混乱してゐるのではないかと。混乱したあげくの果ては結局解決がつかないといふことになつてしまふ、これはやはり大きな問題だらうと思ふので私は質問してゐるわけですが、従つて現在こつちのやうに非常にウエイトを持つてゐる大日本相撲協会に對して財団法人といふことを許可したことは逆にあるがた迷惑ではないかといふ意見もあるし、これは間違つておつたのではないかと意見もあるのです。あの賜杯にしても天皇から下されたものではない、金一封をもつたものを協会が勝手にああいふやうに賜杯を作つて、そしてそれを天皇杯といふ名前をつけ、て宙ぶらりんな性格にしてしまつたといふことも言われておるわけです。私は相撲協会にとにかく言うわけではなくして、相撲協会が興行的に成り立たない、すつきりと財団法人に資格になるやうなことになるならば、興行的に成り立たない場合は、やはりこの同じ財団法人の体協に國が補助しておる

わけですから、やはり筋を通して考えればすつきりして、それでなお相撲といふものが全国民に愛好されておるし、これを発達させていこうと、維持していこうという気が國民に私はあると思ふ。そうならば、そういう形の中で國の補助金を出してまぎらわしくないのであることが協会としてもいいんではないかと思ひます。監督しておるところの文部省としてもこつちの問題についてわづらわされることがないと思ふのですが、その点いかがですか。これは灘尾文部大臣にちよつとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君)

ごもつともな御質問でございまして、この問題につきましては、先ほど述べになりました通りに、衆議院の文教委員会の方からも私に對する御要望も出ておる。われわれもいたしましては、省内の保健体育審議会の意見を徴しておるやうなわけでもございまして、何とか適正な結論を得たいと思ひまして今お述べになりました点も確かにあると私は思ふのであります。この問題の解決の方法につきましてはいろいろ考慮すべき点があるやうと思ふのでありますが、お述べになりましたやうな点も十分頭の中に入れて、今回はできることなら一つすつきりした解決を見たいものと、かように考えておる次第でございします。

くためには相当の収益を得なければならぬということもわかるわけです。

そこで今度は角度をかえて見るという、先般の朝日新聞にも、協会はどうかという点からいふに、これは攻撃することではなくして、これをみんまで考えてやる必要があるのではないかとはいふにふりも出ていたと思ふです。そしてこの茶屋制度とか、そういったような随伴して起っている問題ということも重要ですが、財団法人、公益法人というものを許可する場合に、文部省としては今後やはりこういふふうなあいまいな点を残しておけば、これはいつまでもひっかかってくるというところをお気づきになっておられると思ふのです。大日本相撲協会の現在の性格というものは、これはもう興行がほとんどであるということになつてくるというところ、やはり相撲協会に対しては、君たちはどうしても興行を中心にして日本のいわゆるその相撲道というものを発揚していきたいというならばその方向へ行つたらどうかというふうには私は積極的に言つて、そしてその中で相撲協会というものを作つていくということになる。ほかの方の面がまた出てくるという心配があるならば、やはりこれは一方においては株式会社として堂々と彼らが希望しているところの茶屋も温存し、そうしてその他の面についてもやめていく、しかしその反面においてはその相撲の国民的普及というものは別個にやはりその財団法人を作つて、そうしてそれと唇齒輔車の関係でやらせるならやらせるとその間に明確に線を画してやらなければ私はとてもこの難問題に適當な妥当な結論が得られないのではないかと

思つておりますが、これは意見にわたりました。一つの見解ですが……。

私は次に、先ほど言つたようにあの衆議院の四か条では法人に資格にはならぬと思ふ。それは今言つたように、他のプロ・スポーツとの関係から考えてみても、私は御判断がつくと思ふ。そこで相撲興行を中心に行つて大日本相撲協会に対して、今言つたような私は文部省として意見を出していくべきだと思ふのですが、現在の保健体育審議会の中で検討している問題についても聞いておりますが、なかなかこれは思つたような方向へ行かぬというところを聞いておりますが、私の意見としては、これは財団法人でいくというところはかえつて工合が悪いというふうには文部省は考えられていないと思うのですが、その点いかがでしょう。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 現状のままでは工合が悪いというところは、これははつきりしておると思ふのであります。どういふふうな解決策を立てるかというところにつきましても、まだ文部省といつたしまして結論を得ておるわけではございません。先ほど申しましたような機関の意見も徴し、また皆さん方の御意見も伺ひ、文部省の考え方をきめて参りたいと思ひますが、いずれにいたしまして、しかしお言葉にもありましたが、私は一方的に一つの解決策を押しつけるというふうなことよりも、これはどうしたらいいかという意味におきましては、協会自体に一つ考へてもう必要があろうと思ふのであります。そういう意味におきまして十分一つ協会の相談相手になつて参りたいと思つておりますが、協会

自身がいかにすべきやということを中心一つ考へて、一番妥協なところで結論を見出し、その結果によりましては、ただいまお話になりましたような点につきましても何らかの措置を講じなければならぬということになるのではなからうかと思ふのであります。現在にいたしまして委員長の述べにありましたような意見も確かにあります。私どもも伺つてもあります。そういうふうな問題も十分頭の中に入られておるわけでございますが、今こうするといふ結論を作り上げていくという段階には至つておりません。

○委員(岡三郎君) その点について瀧尾文部大臣においては私はそれでいいと思ふのだが、社会教育局として、これは今始まつた問題ではなくて、かなり前から問題になつてきて、国会で論議されたのは今年になつて初めてですが、相当社会教育局としては頭を悩ましてきた問題だと思ふのであります。それでわれわれの考えとしては保健体育審議会にかけるとしては保

健体育審議会にかけるとしては保ける試案といふものを局としては一応考へて財団法人として認可しているわけですから、その監督指導をしなればならぬ建前上、これはこうしななければならぬといふ考え方は一応あると思ふのです。なかなかデリケートな問題だから申し述べられない点もわかりますが、あると思ふ。だからそういうふうな点について私がこれ以上無理にお聞きしませんが、私は日本においてやはりプロと、それからアマ・スポーツといふもの、このけじめが非常につかねてゐるのではないか。外国においてはプロ・スポーツといふものは相当発達しておりますから明確になつて

おりますが、大日本相撲協会自体というものは、私はプロだと思ふのです。プロなるがゆゑに興行を主としてやっているのではないか、こういうことに考へるのですが、このプロといふものを公益法人としていくことを依然として認めていくといふことになつたら困ると思ふのですが、その点どうですか、社会教育局長。

○政府委員(福田繁君) お話のような点も確かに検討を要する点だと存じますが、プロ・スポーツだから財団法人に、あるいは公益法人になれないという結論は直ちに出来てこないかと存じます。と申しますのは、この財団法人の性格なり、あるいは事業といふものをよく検討する必要があると思ひます。従つてまあ現在相撲協会は財団法人で昔から認可しておりますので、その財団法人としてのあり方を研究いたしておるわけでありまして、大筋はただいま大臣から申し上げた通りでございます。私どもとしては事務的にいろいろの案が、あるいはいろいろの方法が考へられるとしますれば、それを残さずいろいろ検討しまして、また各方面の意見も聞きましてやつていきたい、こういうふうな考へております。

○委員(岡三郎君) それではこれは文部省の方で調べておるのかどうかわかりませんが、テレビで非常に相撲が放送されますね。で、この栃木等で調査した結果が、教育委員会が調査した結果が出ておるのですが、その相撲が興行されておるときは学校の校舎のけがは非常に体育、あらゆる運動、スポーツの中で相撲が一番多いという統計が出ておるのです。というの、このプロの相撲とアマの相撲とは違つて

いうことを言われておるわけです。現在の相撲要目ですね、体育における相撲要目においても、プロ・スポーツの現在やつておる相撲と違つていふことを言つておるのだが、子供はそういうことはわからないからただ取つ組んでまわしかかりに手を使つてそれでやるから非常にけがが多い。こういうふうな現象から見ても相撲選手学校を作つて、プロ・スポーツのそのまゝの人を体育指導に向けておつてもこれは實際目的を達成できぬじゃないか、こういう意見も現在一部にはあるわけなんです。それでこの体協の中においても日本相撲連盟といふものがあるし、一面においては小学校の相撲を指導するための教師の機関として相撲研修会といふものがあるといふことを聞いておりますが、この学生、青年団その他について、相撲を中心として体育の指導奨励を大日本相撲協会がやること

がふさわしいかどうかという点についての御検討もこれはわづらわさなければならぬと思ふ。ということ、プロ出身の相撲が指導してはいかんといいことを言つておるわけじゃないので、相撲選手学校を設立し、学生なり青年団なり子供たちに指導するといふことが現在の機構の中でできるのかどうか。これを、結局利潤追求のために前の指導部といふものをやめたといふことになつたといふことを聞いておりますが、根本的に私はやはりアマチュアのスポーツの相撲とプロの相撲といふものは違ふのだ、野球とかその他のものとは比較にならぬ違いがあるのだというところで、その問題をやはり検討してもらはぬと私は困ると思ふ。つまり大日本相撲協会自体がアマチュアの

九

ポーツとしての相撲を指導するといふことは、これは実際適格であるのかどうかという問題について、これは福田さんはどういふふうにお考えになつてゐるでしょうか。

○政府委員(福田繁男) ただいまの御意見のような点は確かに大いに研究しなければならぬ点だと私もは考えています。ただその前に申し上げておきたいと思ふのは、御承知だと思ひますが、相撲協会が相撲選手学校を設立するといふこのことにつきまして、衆議院でもいろいろ論議が出たのであります。二通り考え方があつたのでございまして、今おっしゃるような相撲の指導者を養成するといふ点と、あるいは若い力士を、弟子を養成するといふ面と二通り考えられるのでございまして、どこに重点を置くかといへば、従来やつておりましたけれども相撲協会としては、むしろ後者の方に考えを置いてゐるのではないだらうかという意見もあるのであります。それは別といたしまして、おっしゃるようなプロの力士がアマを指導するといふ点につきましては、よほどその技量的には非常にプロはすぐれておりますので申し分ないと思ひますけれども、アマチュアに対してそれを、特に学生生徒に対してそれを指導するといふ場合には、よほどこの指導の仕方がむずかしいのではないかと思ひます。理想的に申すと、そういったプロ力士と並んで、やはり体育の指導者といふのがおつた方がいんじやなからうかと私もは考えるわけでありまして、と申しますのは、学生あるいは生徒に対する指導の仕方といふものは、やはり教育的に相当配慮する必要がある、こゝういふ

うに考える。従つてプロ力士のそのまゝを子供に移すといふことは、これはかなり危険な場合が生ずると考えております。そういった点にはよほど研究も要し、よほど指導の仕方を考えなければならぬといふように私もは考へております。

○委員長(岡三郎君) 最後に二つ三つやります。私は現在の相撲協会はやはり力士の養成は非常に金も要するし、困難も要するし、それから茶屋制度といふもの自体も相撲と随伴して起つてゐる問題で、なかなかこれは大きい問題だと思ふのです。そゝういふふうな点で現在の状態から見れば、これを公益法人の枠内にどうとめて、どうこゝろしようといふことがかゝつて相撲協会の奇型にしてしまふといふことも逆に考えられると思ふ、そゝういふふうな点からやはり積極的には現在の興行の仕方といふものを整備するといふことは当然であるとしても、この方向をやるとするならば、これは株式組織なり、株式組織を公開して株を他の者にとられるなんていうことを言つておりますが、これは特例を設ければ公開する必要もないわけですからそゝういふふうな形で、これは堂々と相撲といふものを大衆に見せるという面で、これはやはり一つの興行としてやらせていくといふことと、それから相撲といふものを国民に敷衍し、体育としてこれを振興していくといふ場合において、これは別個のやはり団体といふものを作つて、そゝうしてそれを財団法人なり公益法人にして、そゝして混合しないうにやつていく方法が、私は今の一つの解決方法ではないかと考へておるわけなんです。そゝうせぬと、これは

一つの例になります。古い例をきゝうは申しておきます、新しい例は申しませんが、古い例で言つて、協会が景気のいいときはいいが、景気の悪いときは云々といふ問題がありますが、しかし、戦時中に通産省あたりでゆかたでぶらぶら歩いてゐる相撲さんを見て、これは工合が悪いといふのできちんとした服地を配給したところが、服地はみんな横流しになつて、そゝうしてあとは、相撲を見るというところ、配給された服地を着てないで、そゝうしてゆかたでぶらぶら歩いてゐる。一体あの服地はどこへいつたんだらうといふところ、あゝそれは役員がみんな横流ししてゐるというところを聞いておるわけですね。それから戦時中米の配給なんかも相当やつたんだが、相撲は粉食その他でほとんど米は少い割当しかなくて、そゝういつたものをどどん横流ししてやつておつたといふことを聞いておるわけなんです。これには証人がおるわけですが、現状においても、現在の大日本相撲協会における運営を見てみると、脱税行為、それから背任横領といふふうな問題が明確にあるといふことを指摘しておる者があるわけなんです。私はきゝうはそゝういふことを言いたくないけれども、結局、相撲協会内部のいろいろな運営で、そゝういつたために、一部の幹部に対する攻撃といふ形で表れてきたり、あるいは協会の内部における年寄りの問題として、まるで年寄り株が何百万円もとるといふふうな形、茶屋の何百万円もとるといふふうなことからいろいろと金銭上のことにおいても紛議が絶えない、こゝういろいろな問題を含

んでゐる協会に対しては、問題が表面化しない前に私はやはり文部省としては相当監督し、指導していくことが私は善意であらうといふふうに実は考へておるわけなんです。そゝういふ点で本日は具体的な問題に私は直接触れませんが、この問題については保健体育審議会にまかせておくことも、やはり一応の行き方だと思ひますが、やはり文部省としても善意をもつて相撲協会自体のあり方といふものについて、もう少し法人格といふものに対する責任があるわけなんです。法人としての許可する立場があるわけですから、そゝういふものが今後においていろいろな問題が発生しないように、この際一つ英断をもつて相撲協会の幹部と十分話し合ひの上で保健体育審議会の結論は近々に出るそゝうですが、やつていただきたいといふふうに私はこれは要望をしておくわけなんです。体育審議会についての結論が、どういふ結論が出るかを目して待つてゐるわけですが、私としては今後ともこの問題についてはやはり公益法人といふものを文部省が今後プロに許していく場合、これが一つの基盤になり、今後の問題に影響を与えたりといふことで私がこゝで言つてゐるわけですから、もつと百尺竿頭一歩を進めて公益法人としての枠内でもうしても相撲協会がいくといふならば、抜本的に、そゝういふふうな他の団体からそゝういふことが言われないうに、この際やる。それが無理ならば株式会社相撲協会と、それから別の国民体育指導といふ面については、これは公益法人にする、こゝういふふうなセパレートなやり方で、遺憾のないようにするといふやり方が私は必要だと思ふのです。そ

ういふ問題がどうもあいまいになるといふと、いろいろとその協会内部といふものが、陳情され、あるいはそれが具体的な話に乗り、そゝういつたために、必要以上に協会自体といふものが内部的に私は崩壊するのじやないかといふふうにも、一面心配するわけなんです。私は、崩壊すべき材料といふものが私としてはあると断言しておきます、こゝで一つの問題として、しかしこれは今こゝで言ふべき問題でないから私は健全な姿に帰ることを期待して今公開を控えておきますが、しかし、私の方にそゝういふ材料が具体的に二、三集まつておられますので、こゝういふ点についても協会の内部と十分話しをして、御意見を一つおつたらいふといふふうに考へる次第であります。

○国務大臣(藤尾弘吉君) きゝめて御理解の深い御意見でございます。

先ほど申しましたように、私もなかなか困難な問題でありますために、従来解決ができておつたと思ふのであります。この機会にできるだけこの問題の解決に努力いたしたいと思へてゐる次第であります。

お述べになりました御意見につきましては、十分われわれの頭に置いて、また御要望の御趣旨につきましてはこれを尊重して参りたいと思へております。

○委員長(岡三郎君) どうも……、以上で質疑を終ります。私の質疑は終了します。

○高田なほ子君 意見にわたる質問になります。私はこの法案の必要性や緊急性については、善意をもつて認めなければならぬと思ふのですが、根本的には法改正のあり方としては、か

なり変則的なものであると考えますので、この趣旨に基いて、やたらにこれが拡大されることのないよう、と同時に、スポーツ審議会における審議等についても進んでおるようであり、指導がなされることを望んでやまないものであります。

は相ならない。なかんずく婦人団体におけるこの乱用等が各所に見られることは、私どもが地方に参りまして非常に多く聞く点であります。こういう点についても十分御留意の上に、よい御指導がなされることを望んでやまないものであります。

かような考え方をいたしておる次第でございます。決して今の状態でもって満足をしたしておるわけでもございません。また皆様の御示教によりまして、社会教育の充実振興ということにつきましても及ばずながら努力して参りたいと思っております。

一、体育行政機構を整備充実すること。
一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。
一、第三回アジア競技大会の成果を十分に高めるよう必要な措置を講ずること。
一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

もう一つは、社会教育全般に対して、文相としては再検討の用意はないか。つまり文部省内における社会教育の立場というものは、必ずしも重視されておる立場にはないように考えられております。しかし現在の社会から要求される、社会教育に対する期待と要望は、かなり強いものがあり、私は特に公民館の運営、あるいはまた公民館側から寄せられている、公民館に対するいろいろな諸法規の整備等についての要望等に対してもさらに文部省としては検討され、全般の態勢を整えていく必要があるのではないかと、こころいふ意見を持っておりますが、これに対する文相の意見もあわせて伺っておきたい。

国民スポーツ、その他につきましまして、目下体育スポーツ振興の審議会に諮問をいたしておりますが、その結論は、早ければこの八、九月の候には出てくるのじゃないかと、できるだけ次の国会には間に合いたいというふうな心持で進行いたしております。

午後零時三十七分速記中止
午後零時五十三分速記開始
○委員長(岡三郎君) それでは速記を起して下さい。
他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。
一、第三回アジア競技大会の成果を十分に高めるよう必要な措置を講ずること。
一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

さらに先ほど矢嶋さんが触れられた問題であります。特に社会教育が十分に整備されないというところに、地方における封建的な空気のなかで、かなり選挙運動等に小さな団体が悪用される危険性を持っております。私は社会教育を通して、正しい政治教育のあり方というものが指導され、善導されるということについては望ましいのであります。しかしそれが悪用、あるいは乱用の方向にいくようなことがあって

は相ならない。なかんずく婦人団体におけるこの乱用等が各所に見られることは、私どもが地方に参りまして非常に多く聞く点であります。こういう点についても十分御留意の上に、よい御指導がなされることを望んでやまないものであります。

かような考え方をいたしておる次第でございます。決して今の状態でもって満足をしたしておるわけでもございません。また皆様の御示教によりまして、社会教育の充実振興ということにつきましても及ばずながら努力して参りたいと思っております。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。
一、第三回アジア競技大会の成果を十分に高めるよう必要な措置を講ずること。
一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

また、先ほど矢嶋さんが触れられた問題であります。特に社会教育が十分に整備されないというところに、地方における封建的な空気のなかで、かなり選挙運動等に小さな団体が悪用される危険性を持っております。私は社会教育を通して、正しい政治教育のあり方というものが指導され、善導されるということについては望ましいのであります。しかしそれが悪用、あるいは乱用の方向にいくようなことがあって

は相ならない。なかんずく婦人団体におけるこの乱用等が各所に見られることは、私どもが地方に参りまして非常に多く聞く点であります。こういう点についても十分御留意の上に、よい御指導がなされることを望んでやまないものであります。

かような考え方をいたしておる次第でございます。決して今の状態でもって満足をしたしておるわけでもございません。また皆様の御示教によりまして、社会教育の充実振興ということにつきましても及ばずながら努力して参りたいと思っております。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。
一、第三回アジア競技大会の成果を十分に高めるよう必要な措置を講ずること。
一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

また、先ほど矢嶋さんが触れられた問題であります。特に社会教育が十分に整備されないというところに、地方における封建的な空気のなかで、かなり選挙運動等に小さな団体が悪用される危険性を持っております。私は社会教育を通して、正しい政治教育のあり方というものが指導され、善導されるということについては望ましいのであります。しかしそれが悪用、あるいは乱用の方向にいくようなことがあって

は相ならない。なかんずく婦人団体におけるこの乱用等が各所に見られることは、私どもが地方に参りまして非常に多く聞く点であります。こういう点についても十分御留意の上に、よい御指導がなされることを望んでやまないものであります。

かような考え方をいたしておる次第でございます。決して今の状態でもって満足をしたしておるわけでもございません。また皆様の御示教によりまして、社会教育の充実振興ということにつきましても及ばずながら努力して参りたいと思っております。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。
一、第三回アジア競技大会の成果を十分に高めるよう必要な措置を講ずること。
一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

川口爲之助 林屋龜次郎
有馬 英二 野本 品吉

○委員長(岡三郎君) 次に、討論中野本委員から提出されました付帯決議案についてお諮りいたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致であります。よって野本委員提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(灘尾弘吉君) ただいまの各派の御提案による付帯決議の御趣旨につきましまして、政府は十分これを尊重いたしまして善処したいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) 次に、昨日議題に供しました佐賀県における問題につきましまして、その後の経過報告を聴取することにいたします。

〔速記をとめて〕

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。○政府委員(石井榮三君) 一日の午前六時を期して、佐賀県の警察本部におきまして検挙いたしましたその後の状況について報告するようにという委員長からの御趣旨でございますので、問題の点に關することを申し述べたいと思ひます。

一昨日、関係者の任意出頭を求め、また任意出頭を拒否された方に対しては逮捕令状を執行いたしました。合計十名の方について取調べを開始いたしましたのでございますが、昨日、さらに二人の方に任意出頭を求めまして、これはいずれも任意出頭に応ぜられま

して、取調べを進めて参つたのでございます。一昨日取調べを開始いたしました十名の方のうち、一名だけ、昨日警察庁の方に送致をいたしてあります。昨日任意出頭を求めまして取調べを開始いたしました二人の方につきましまして、昨日の分は一応取調べを終りました。本日再び任意出頭をお願いしておりますというふうに報告を聞いております。以上、御参考までに概況を申し上げました。

○委員長(岡三郎君) それでは、次に、文部省の方から報告願います。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもの方に参つておる報告は、主として現地の状況でございますが、大體、現地が比較的平靜であるということ、それから、県の教育長が佐賀県警察の本部長に対して、児童生徒に対する教育上影響がありますので、慎重に配慮されたいというふうに申し入れをした。これに対して、佐賀県警察本部長は了承したと、こういふふうに聞いております。

○委員長(岡三郎君) ただいまの報告に対して、質疑のある方は、順次御発言願います。

○矢嶋三義君 ただいまの報告について、二、三点伺ひます。

一昨日、官房長官は、十二名の者に對して任意出頭を求めた、しかも、逮捕令状を準備して任意出頭を求めた、記者会見で発表されたと承わっているわけですが、石井長官の昨日の報告と違ふ点があるわけですが、それはどういふわけですか、昨日、発表があつたのですか。

○政府委員(石井榮三君) 官房長官の方には口頭で連絡をいたしましたために、

あるいはお聞き違いがあつたのではないかと思ひます。一昨日、私どもの方では、おいでを願ひ関係者は全部で十二名予定をいたしてありましたが、そのうちの二人の方は婦人の先生でございます。当初から逮捕令状執行というものは考えておらなかつたのであります。従ひまして、おいでをいたしたく全部の十二名という数字を官房長官は聞きになつて、それがすべて逮捕令状を執行予定の者、こういふふうに想像いたしております。

○矢嶋三義君 それでは、逮捕令状を準備して任意出頭を求めたというのは何名ですか。

○政府委員(石井榮三君) 十名でございます。

○矢嶋三義君 そのうち、現在逮捕されておる人は何名ですか。

○政府委員(石井榮三君) 昨日、八名といふことを申し上げたように思ひますが、お聞き取りになつておられるとしますならば、この機会に訂正をさせていただきます。十名というのが正しい数字でございます。

○矢嶋三義君 警察当局では、任意出頭を求めた場合に、あらかじめ逮捕令状を準備しておいて、その上で任意出頭を求めるといふのが普通のあり方ですか。

○政府委員(石井榮三君) 任意出頭で捜査の目的が達せられるならば、それ

が最も望ましいのでありますので、一応そういう態度で最初を臨むことを建前といたしておるのでございますが、それによつて捜査目的が達せられない場合には、遺憾ながら逮捕令状を執行していただく、こういうことに相なつておるのでございます。

○矢嶋三義君 私は昨日お伺ひし、私の見解を述べたわけですが、任意出頭で私は十分調べ得ると思うのですが、しかし現地の警察はそういう認識に立たなかつたにしても、一応の任意出頭で、ここで調べて、そしてどうも捜査ができぬという場合には逮捕令状を要求したといふのなら幾らか話

はわかるけれども、初めから十人全員に對して逮捕令状を準備して、そして任意出頭を求めたといふことは、私の知る範囲内の他の事件の捜査の場合と違ふと思ひます。よくわれわれ新聞、ラジオとかで見聞するところによりまして、任意出頭である程度調べて、一、二回調べて、さらに逮捕令状が出るといふ場合が普通われわれの関知しておるところです。逮捕そのものが目的ではなかつたのですか。しかもこれは教壇に立つておる先生だから、生徒、児童に對する影響も大きいので、佐賀県教育委員会としては本部長に慎重な態度を要請したのでしょ、報告にありますように、それに対して本部長は了承されたといふ報告が文部省に届いておるといふことですが、あなたの方では教育的な考慮も払つて、できるだけ最小限にとどめ、早く釈放してほし

いと、そういう配慮を払ふといふ意味の連絡は現地にはとつておりませんか、どうですか。

○政府委員(石井榮三君) 全く仰せの通りでありまして、私どももそういうふうに考えておるのでございまして、不必要に長くおとめて取調べをするといふことは最も慎みすべきことでありますので、たびたび申しましたように、いわゆる任意捜査、任意出頭によつて取調べの目的を達するといふことが望ましいのでございまして、現地の警察に對しましても、事柄の性質上十分そういう点については慎重なる考慮を払うように前々から申し上げておりますし、今後の扱いについても重ねて注意を喚起いたしておる次第でございます。

○矢嶋三義君 佐賀の教組の問題に關する限り秘密事項といふのは何もないのですよ。私は書類で一切知つております。出せと言われるなら私を通じて出していい、その証拠隠滅をはかつたり隠しておかなければならぬといふことは何もない、法的に法律の専門家の意見も聞いて、合法的だといふのでそれで手続をし、そういう決議機関の通達を出してやつておるのであつて、証拠隠滅をはかつたりすることは、從つて、私は弁護士でもない、ば檢察官でもない、常識的に考えて、あなたの方二カ月検討されたといふは相当検討したでしょうが、もう逮捕されて一昼夜以上経過しておる、それ以上私は逮捕する必要はない。逮捕そのものが目的じゃないかと思ひます。これは弾圧ですよ。私はそれほど日本の檢察当局は捜査に當つて無能力じゃないと思ひます。石井長官の方から早急に配慮を払つて、佐賀県教育委員会の要請にこたえて、一刻も早く任意捜査の形に移るよう連絡をとつていただ

きたいと思うのですが、いかがでしょう。

○政府委員(石井榮三君) 逮捕が初めから目的であるというようなことは毛頭ないのであります。先ほど来たたびたび申し上げます通り、捜査の目的を達成すればいいわけでございますので、それを任意捜査の形をもって目的が達せられるならば、これが最も望ましいことであるが、警察の側といひましては、そういうことは十分に考慮したものでございまして、結果におきましては、先ほど来御報告しましたような結果に相なっておりますのでございまして、証拠のうちの物的証拠については、これははっきりしたものはあると思いますが、同時に人的証拠といひますか、お互いどういふように、いわゆる共謀といひますか、どうしてこういう事態になったかといふようなことの真相を究明する点につきましては、必ずしも十分でないというような点がありまして、遺憾ながら留置取調を続行しなければならぬという必要があつて、現地警察としてはそういう措置をとっているものと考えているのでございまして。しかしながらたびたび申し上げます通り、一刻もすみやかに真相を把握し、捜査の目的を達してお歸りを願うというふうに最善を尽くすべきことは当然のことでございますので、当委員会における皆様方の御意向も十分に現地の方に伝えまして善処させるように、重ねて注意を喚起することにしたしたいと思います。

○矢嶋三義君 あなたの御報告では逮捕令状を準備して出頭を命じたのが十人と、それから逮捕令状を準備しないで任意出頭だけ求めたのが二人、合計

十二人ですね。ところが、佐賀県の教育委員会が停職の行政処分をしたのは十一人ですね。その十一と十二の関係はどういふふうになっておりますか。

○政府委員(石井榮三君) 行政処分と司法処分とは必ずしも一致しないのでございまして。行政処分を受けるような者は、おおむねまた今回の場合のようないふ事件については刑事処分の対象になるといふのが、まあ常識ではありましようが、必ずしも一致しないといふことはこれはあり得ると思つてございまして、従いまして行政処分をされた教育委員会においていろいろ検討せられた資料に基いて行政処分をされたものと思つております。現地の警察は警察の立場において、いろいろ内偵捜査をいたしました資料に基いて刑事処分の対象として取調の必要がある者を十名といふふうな結論を出した、かように思つております。十一名と十二名の食い違つてゐる数字につきましては、私も報告に接しているところによりまして、行政処分を受けた十一名のうち十名が警察の取調への対象になつてゐるといふような報告に接しております。

○高田なほ子君 関連して。私はこの十名の逮捕についてもきわめて不当なものであると考えておりますが、伺いたいことは昨日の夕刊紙によりまして、二人の婦人の方が今の御報告のよう任意出頭の形で取調べを受けていることが報道されております。しかしその報道の中でお聞きしなければならぬ点は、すでに四十一カ所も洗いざらい書物を持っていき、十名の者を不当に逮捕しておりながら、なおかつ二

名の婦人教師に対して逮捕状が近いうちに発せられる旨の新聞報道があつた。私はこの新聞記事の真偽のほどは知りませんが、まさか新聞社が架空なことを書くはずはないと思つて。何がゆゑにこのようになつたにさらに不当な追ひ打ちをかけて政治的な効果をねらおうとするのか。私はまことに遺憾なきをわらうと思つて、この真相について伺いたい、どういふ方針なのか。

○政府委員(石井榮三君) 私の新聞記事を正確に見ておられないので記憶がありませんが、ただいまのところ私も現地からの報告に接しているところによりまして、逮捕令状を用意するといふようなことは毛頭ないようであります。何か新聞社の取材された方の聞き違いか何かで、そういう記事になつてゐるのではないかと思つております。

○高田なほ子君 もちろん逃亡のおそれもない、かつまた多くの資料を捜査によつて集めてゐるのに、かようなことがあるべき筋合いのものではないと考へたのですが、新聞社にしても、このような報道については責任をもつて報道されてゐると思つておるのであります。まことに遺憾な上に遺憾を重ねてゐるものだ、こういう観点から質問をしたわけでありまして、さういふ方針でないといふことであれば、これはあなたの御報告をここで信じたいと思つた。

次にお伺いしたいことは、先ほど矢嶋さんからの質問に対して、佐賀県の警察に対しては皆様の御意向を体して善処するように十分に私どもも注意し、かつ申し入れたといふような意

味の御答弁があつたのですが、私の聞き違ひでしうか。つかめなれないと思ひますから……矢嶋委員の質問の要旨は、教育上きわめて本問題については非常な悪影響を持つておる、教育委員会の方からもこの点について憂慮をされて申し入れられた、こういうような御発言、それから警察当局に対しては、即刻これを釈放すべきであるといふ趣旨の御質問があつたわけですね。これに対して石井長官の御答弁は、皆様の御意向を体して善処するように申し入れたといふような御答弁があつたが、善処といふことは具体的にどういふことでありますか。どういふ形で佐賀県警察に対して連絡をとられておるのか、善処の具体的な内容、これについてお伺いいたします。

○政府委員(石井榮三君) 当委員会におきまして真剣に諸先生からいろいろ御意見の御開陳がありましたことを現地の警察当局に十分伝えまして、捜査をすみやかに続行し捜査の目的を達成して、一日もすみやかに身柄釈放のできるように最善を尽くすように現地の執行責任者である佐賀県警察本部長の方に伝達をしたい、かように考へております。

○高田なほ子君 きの方からだんだんの御説明によると、地公法の適用によるこりした処分といふものは初めてのケースである、こりいふような観点から佐賀県の警察に対しては長官は非常に態度を重視された結果、いろいろの思量されておるようであります。この問題の解決については、特段に石井長官の私は良心的な判断が必要ではないかといふふうに考へられますが、一日も早くこのようにならざるは釈放す

べきであると思つては考へていますが、長官は善処の内容の中に具体的にどういふふうなこれを取り扱つていくのか、一日も早く、即刻釈放すべきである、こりいふような考へのもとに臨んでおられるのかどうか、重ねてお尋ねをします。

○政府委員(石井榮三君) 個々の捜査は現地の執行の最高責任者である佐賀県警察本部長が指揮をいたしてやつておるのでございまして、それに対して国が直接、あししろ、こりしろといふ指揮をすることは現在の警察法の建前からいって許されておらないのでございまして。従いまして、先ほど来申し上げます通り、当委員会における皆様の御発言の趣旨を十分尊重いたしまして、これを現地の最高執行責任者である佐賀県警察本部長に十分伝達をいたしまして、先ほど来たたびたび申し上げます通り、捜査の目的を一日もすみやかに達成するように最善の努力を払ひ、そつしてその結果として一日もすみやかに釈放ができるように努力をするようにといふことを重ねて本部長に伝達をしたい、かように思つておるわけであります。

○高田なほ子君 この問題については、私は石井長官の態度は、非常に何と申しますか、明確でなくと思つてゐます。なるほど佐賀県警察本部が実際に捜査の執行に当られることは当然であります。しかし、本問題が、先般から言われているように、初のテスト・ケースとして、地方でもって非常に重視してゐるとしたならば、当然この問題についての処理についても石井長官を中心として解決の方途をすみやかに見出されるような具体策が指示され

てしかるべきものだと思うのです。各都道府県における犯罪の事犯があつた場合でも、これが非常に重大問題であるという場合には、単に地方にのみまかせておくのではなくて、中央本部においても捜査方針、またこの解決の方法等については鳩首協議をいたされておると聞いております。しかるにもかかわらず、このような教育上の重大汚点を残し、かつ日本の全学童に対して悪影響を与えるような事態に對して、単に佐賀県警察本部が捜査の執行に當る責任者であるという観点から、これに對して早急なる解決策、善処策を伝達できない、ただ単に報告連絡するといふような、あいまいもこの態度であつては私は相済みまいと思つております。法の解釈を中央が与えた以上は、これが対策についても、積極的にこの悪影響を除去されるような善処こそ、私は本庁の責務といふべきものだと思ふ。再度御答弁をわづらわしい。

○政府委員(石井榮三君) 御要望の点十分にわかりましたので、今後私の立場においてできますことにつきまして是最善を尽したいと考えております。

○矢嶋三義君 文部大臣に質疑する前に私は最後に石井長官にお聞き取り置き願ひたいと思ふのです。

ここでどういふ答弁をされようとも、この佐賀県の問題の真相といふものは時間の経過とともに明白になり、日本の教育史上にさらに組合運動史上に、さらに警察史上に大きく私は残されると思ふのです。しかも、この問題が石井警察庁長官の時代に起つたといふことも永久に私は記憶に残されるだろう、かように私は考えます。この問題は佐賀県警

察本部長独自でやつた問題じゃない。これは將來時間の経過とともに私は明白になつてくると思ふのです。地公法三十七条違反か、あるいは合法かといふ点については、佐賀県の教職員の方々が違法だと思つて、そうして法網をくぐつてやろうといふ考へだつたら、いろいろ秘密の申し合せとか秘密文書を流している。さにあらず、佐賀県教職員組合は合法のワケ内だと信じてやつてゐるわけですから、秘密文書なんかあろうはずがないです。秘密会なんかがあろうはずがない。私はしろうとですが、明日でも私は警察官になつたら、捜索など佐賀県の教職員組合一カ所だけ捜索することによつて、十分私は捜査の目的を達します。私自身は、合法か非合法か、とにかく真相をつかむことは、私はあつ警察官の服を着てできますよ。それを四十数カ所家宅捜索して、しかも逮捕令状を執行したといふことは、どうしてもこれは納得できない。彈正以外の何ものでもない。おそらく地公法三十七条違反、こゝういふ行政処分があつてから、佐賀県の革新陣営ももちろんそうですが、保守的な県民層においても、確かに先生あたりが三、三、四割であつたときに集まつていたのだといふのは困つた、工合が悪かつた。しかし、先生方があの定数を確保しようといふのは無理はない。非常に県の財政が窮乏のために教育にしろ寄せられたことがいけないのだ。しかも、その責任は国にある。佐賀県は昭和二十八年以来大水害にあつて、その災害復旧に非常に予算の支出があつた。ところが国が約束通りの補助を出さなかつた。また二十九年、三十年と、中小炭鉱をたくさんかかえて

おりますが、非常に不況にあつた。その不況に對して、社会政策的な立場から、相當の県の財政支出をやつた。しかしそれに対する国の庇護といふものもなかつた。佐賀県の財政がこんなに苦しくなつたのはすべて国の責任だと、それが教育にしろ寄せられてきて、かわい子供に教員が与えられないうになつてくると、そこに原因があるのだ、先生方がさういふ声をあげるために集まられたことは、保守的な人は必ずしも賛成しないが、問題の人は責任があるのだと、それを先生方を行政処分の形でやるのは少しかわいそうだと、この県民の世論といふのは相當盛り上つてきてゐる。さうして佐賀組あるいは佐賀県総評は、地公法のこの発動といふものはわが国初めてであり、これは不当弾正であるといふ立場から、その戦ひ体制をもちもり盛りに上げてきたことは当然だと思ふ。この頂点に達しようといふときに、佐賀県教職員組合のその動きを望みさせようといふ戦略的な、政治的な目的のもとに逮捕令状を執行したものと私は考えております。この矢嶋の見解が間違ひであるか間違ひでないかといふことは、これは歴史が証明します。新旧委員二人だけ残して、あとは全部逮捕している。今、県民の世論がほうはいに向いてこようとしてゐるこの矢嶋に、組合のかような盛り上げ、声といふものを望みさせようといふ立場から、必要以上に強硬に出て、逮捕令状を執行したもの、かように私は確信を持つて申し上げます。速記に残つてゐるのですから、將來この矢嶋の見解が間違ひであつたかどうかといふこと

は明快になりましよう。いずれにしてもこの問題は石井警察庁長官の時代に起つたといふことは、この矢嶋は忘れず考へてもらひなさい。逮捕しなれば捜査できぬのか。一体、私はあつ警察官の服を着たら一日二日でやつてみましよう。願ひくば、長官としては先ほどこゝで答弁されてゐるわけですが、それを通牒で出すと同時に、現地に一つ私は責任ある人を派遣して、佐賀県の警察本部の捜査が限度を越えないように、十分私は指導してもらひたいと思ふのです。逮捕された人は被疑者です。被疑者であつても、法廷において最終的に有罪が確定しない限りは、これは今の刑事訴訟法からいへば、犯人扱い、罪人扱いをしてはならぬ。ましてそれらの先生方はいふよりも教師として純真な生徒児童の前に立つてゐるのじゃございませぬか。格別慎重な態度で臨まなければならぬのに、このたびの佐賀県警察本部の——結局はあなたの指揮のもとに動いてゐるわけですが——行動といふものは、日本の警察史上を汚すものである。日本の教育界に一大汚点を残すものと私は断定せざるを得ない。矢嶋の言ふことがむちゃであるか間違ひであるかといふことは、將來、時間の経過とともに……あなたとあらためて対決をいたしましやう。先ほど私に、あるいは高田委員に答へられた線で、今からでもおそくない、私は善処していただきたいことを強く要望しておきます。次に文部大臣に伺ひますが……

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。○湯山勇君 昨日、許可を得ないで行つた者、許可を得て行つた者といふ数について私は質問をしたところが、十分な御答弁がなかつたわけですが、推測によるお答えがあつたわけですが、あれども、正確にお調べになつた資料があれば、お答え願ひたいと思ひます。○政府委員(山口喜雄君) 佐賀県における教職員の総数は、休職者、病欠者を除き五千九百二十九名といふことあります。今回の休暇闘争に際し、年次有給休暇請求書を提出し、承認を受けて休んだ者十一名、年次有給休暇請求書を提出したが承認されず休んだ者五千七百七十一名、年次有給休暇請求書を提出したが承認されなかつたので撤回した者三十一名、書類を提出せず休んだ者二十六名、以上であります。○湯山勇君 提出したが承認されず休んだ者五千七百七十一名ですね。これは、どうもあなたの方に私の言ふことを理解させることが非常にむづかしいのですけれども、黙秘といふことがあるのと同じように、黙秘といふものもあるわけですが、承認を受けなかつたといふことは、とめられたといふこととは違ひわけです。おわかりでしやうか。そこで五千七百七十一名の内容を、承認を受けなかつたといふそのことの中に、行つてはいけないといふように定められた者と、校長からは何の意思表示もなかつた、行つてもいいともいへないとも言われなかつた、これも承認を受けなかつたといふ中に入ります。何にも言われなかつた者といふのは、行き行つてはいけないと言われて行つた者との区別、これをお尋ねしてゐるわけですから、あらためて、さういふ

〔速記中止〕

資料がなければ、調査して御答弁願いたいと思います。

○政府委員(山口喜雄君) 私がたまたま申し述べた資料は、佐賀県教育委員会が、学校長から聴取された資料に基いてお答えをいたしましたものであります。

○湯山勇君 出どころをお尋ねしてあるのではありません。今のうちに承認されなかつたという内容は二通りある。これはおわかりですか。校長から、許すとも許さないとも、どちらの意思表示もない場合は、やはり承認されたというにはなりません。それから、許すとも許さないと言われたのも承認されてないわけですか。この二つを区別しなければならぬと思ひます。それから、この二つの区別をお調べになつてもらいたい。これは委員会をお通しになつてもつけようです。あなた方が直接校長さんにお当りになつてもつけようですけれども、いすれにしてもこれがわかるということが非常に重要なことですから、これを明確にしたい。ききたい、こう思ひわけです。

○政府委員(山口喜雄君) もしどうしても御必要というのであれば、各校長さんに任意出頭、あるいはこちらから出向いてお聞きするということになります。よろしくございませうか。

○湯山勇君 それはどういう意味でそういうことを言うのですか。

○委員(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

○政府委員(岡三郎君) 速記をつけて。

○政府委員(山口喜雄君) 校長に聞いてくれとおっしゃったものですか、校長さんにそうたくさん当るといふこと

とが、先ほどの佐賀県教育委員会のお申し出もありますので、そういうことをやつてよろしいものでしょうかと申し上げたのです。

○湯山勇君 今のあなたの反問は非常に失礼だと思ひます。私は何にも直接当るか当らないかではなく、その他の方法も言つておられます。その方法だけとは言つておりません。きのうからの問題は、直接学校長から聞いたかどうか、校長さんが教員にどう言つたかというのを繰り返し繰り返し聞いておるのです。今のあなたの答弁によつて、そういうことをやつていない、その内容が明瞭でないということがはつきりしたわけですか。よろしいですね、それがはつきりしなければ、あなた方が佐賀県の警察からいつてきたことに對して、これは地公法違反だという断定を下した根拠がゆらぐためになるのです。それを私は確かめるためにきくので、繰り返し言つておつて、ようやくください。私の聞いてゐることがわかつた。それらをみな呼んで調べてかまわぬか、それはどういふわけですか、なぜそういう反問をなさいますか。

○政府委員(山口喜雄君) 先ほど校長さんに聞いて調べたらどうかというのとでございまして、それから申し上げたのです。私も佐賀県教育委員会等を通じて、できるだけいろいろな方面に波及しないような方法でやるような措置をとつて参つておるのであります。それをどうして個々の校長さんがどう言われたか、はつきりとだれにだれに許可されたか、だれには黙つておつたかというのを調べる必要があるということではある、これはやむを得ずいろいろお聞き合せをしなければならぬだ

ろ。それはやはり私もとしましては、直接よりもその他のいろいろな方法でやつた方がいふではないか、かように思つております。

○矢嶋三義君 これはきつめて重要なポイントだと思ひます。三十七条違反と断定される要素としては、私は監督する権限がある校長が許さなかつたのにそれをとつた。それから正常なる学校運営に支障があつたかどうか、これはきつめて私は重要な要素と考えるわけですから、警察庁としては、佐賀県の教育委員会から報告があつたとして、十人を見てゐるわけですが、私が聞いた現地の事情とはずいぶん違ひます。また正式に佐賀県教育委員会から私がいただいた数字の中の一つを申し上げますと、十四、十五、十六日で学校に出勤しなかつた休んだ人が合計五千二百八十八人になっております。これは佐賀県教育委員会が正式に私に渡した書類です。五千二百八十八人、ずいぶん数字に狂ひがあるわけですか。それからまた許しがはつきりあつた、あるいは拒否されたか、または黙認の形になつたかというところは、これは校長側と教員側と聞いてみなければ明確にならなかつたと思ひます。そういう不明確な要素を重要な要素として地公法三十七条の違反と断定をし、しかも逮捕令状へと発展するということは、私はこれはゆゆしき問題だと、かように考えます。そこで私は委員長に要請したいのです。それは佐賀の本事態が起つたのは、佐賀県の再建団体としての再建計画、それからその中に占める教育予算の問題、さらにこれらの休暇をとる場合のいざこざ、さらにあとの処分の問題等ははいわゆる新しい教育委員会法に

おける県教委と、市町村教委との関係に非常に微妙なものがございまして。さらに県教委が出された数字というものがいろいろ違ひます。そういう認定が十分できませんので、私は佐賀県、さらに広く全国の再建団体の教育をプラスにさせるために、佐賀県の関係当事者を本委員会に召喚して、そして原因、経過を究明するとともに、今後いかにしてこの日本の教育の振興をはかるかという資に供したい、かように私は考える次第でして、その点委員長の方からお諮り、御善処いただきたいことを要望、提案いたします。これはあとで語つていただきます。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。

○林田正治君 長官に参考までに一応伺いたいと思ひますが、今回の事件が先生方を相手にされた検査であること、従つてそれは非常に重大問題であることは異論のないところであります。先ほど矢嶋委員から、この問題は将来歴史が証明するであろうと言われた、私もそういうふうに考えますが、しかしここに至りましたのは、それは相当にやむを得ざるところのもの、先生方を検査するということは真にやむを得ざるところの理由に出でたものである、私はこういうふうに考えているのであります。先生であるから、これは必ずしも検査してはならないという理屈にはならないと思ひます。先生である身分の方を検査されたのでありますから、それにはほんとうに深刻な相対の理由があつておやりのことである、私はこういうふうに考えます。その点はもう申し上げるまでもないので

あります。それについて私は石井長官が相当の決意と決心と慎重なる態度をもつて臨んでゐることを先ほどから十分に伺ひましたが、ところが石井長官は最初二回はかりはかりいふうちに御答弁になつてゐるのであります。いわく、できるだけ早く検査の目的を達成して、一日も早く釈放することに努力すると、こういうような御答弁であつたと思ひますが、それが二回ばかりあつたと思ひます。最後に高田委員の御質問は、その検査されるものが、あるいは不当であるからして、無条件と申しますか、即刻、早く釈放せよ、こういうような御意見のように私は聞きました。それに対して石井長官は、自分の職権の範囲内であるから、自分の職権のもとにおいて善処する、こういうような御答弁であつたように思ひます。そうしますと、長官が最初二回お話しになつたことと、最後の答弁の間に私は相當の食い違ひがあるようにこれを感ずるのであります。これは長官はどういうお考えでありますか、それほど心境が変化されましたかどうか、その点を伺ひたい。私はおそらく長官が二度言われましたところの、検査を早く完了して、そして一日も早く釈放する、ということが長官の真意であると思ひますが、もう一度その点をはつきりと長官の意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(石井榮三君) ただいまの御意見の通り私としては、この事件の捜査を一刻も早く終るよう現地の警察に對しまして、最善の努力をするように注意を喚起したいと、こういう心境でゐるのであります。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。佐賀県教育委員会の報告を聴取されるに当って私はその報告をそのまま受けられることはけつこうですが、さらに佐賀県教育委員会を取り巻く諸情勢等についても少し文部省は真相、情勢の把握に努力されて、そうしてその上に結論を打ち出すように慎重な態度を私はとってもらいたい。でき得べくんば調査官くらい私は派遣してもらいたいと思います。一、二を申し上げますと、現に休んだ人の数字なんかというのは、私は社会党の調査団として正式に行つて県の教育委員長からいただいた数字と警察当局に出している数字というのは、大きな食い違いがあるのです。また行政処分を受けた前藤山委員長は当時は海外旅行中だったのです。海外旅行中で、一月の五日から佐賀を留守にしているわけです。問題の起つたのは二月十四、十五、十六日ですがね、その十四、十五、十六日に集会があつたのです。それを決定した大会は二月十一日に行われておる。海外に行つておつた藤山氏を行政処分にしたり、それから私らの判断からいへば、はつきり人間違いだというようないふれもあるわけです。厚生部におつて品物を販売しておる人がされて、あの人が処分されるならば、あの人もやはり一緒にやられそうなのだと、私には思えるような人が処分されていない。その人と名字が同じなのです。女性の方ですが、その女性の名前は男みたいな名前なのです。これあたりどうしても間違いだと思えないような点がある。また佐賀県教委の自主性というものは相当メスを入れなければならぬと思ふ。これはふらふらしておつて、三月末なんか、県の教育委員会は公けの建物の中はほとんど姿を見せなかつた。市内を転々と動かれておる。しかも転々と動かれた場所には私はここで公言しませんが、公けの場所じやございせん。ある特定の人の私宅を転々としてどこに行つておつたかわからぬというふりなことで、一体その佐賀県教育委員会の自主性というものがどこにあるのかという疑点を持つ点が多々ございします。で、こういう状況下に佐賀県教委から警察の要請によつてあの数を出した、それを十分検討することもなく直ちにこれはけしからぬ、地公法三十七条違反だ、いや逮捕だといふようにすいぶん私はとんとんに飛躍していつている形跡が多分にあると思ふのです。もう少しこの佐賀県のあるゆる角度からの真相を文部省としては把握されるようにさらに努力していただきたい、それは必要だといふことが一点と、それからこの事件があつて以後文部大臣は担当国務大臣である大久保国務大臣にお会いになられたかどうか、お会いになられたらばどういふお話し合いがされたか、ここでお答えできる範囲内においてお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 佐賀県下の

状況について、真相について十分把握に努めるようにという御希望につきましては、私もどなたもいたしましてその御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。それから関係大臣との問題でございますが、実はけさ閣議がありましたわけでございますので、もちろん会つております。そして様子も一応伺つた

わけであります。私といたしましては、先ほど佐賀県教委のお申し入れがございしましたが、同様なことを関係大臣には申しておるわけでございます。なるべくすみやかにこの問題の調査をやつてほしいといふふうに申しております。また事柄が教育に關するものでありますので取扱いを慎重にしてほしいといふことも申しております。

○矢嶋三義君 最後に、あの事態は、

ここにも大臣は三十七条違反だと、私は三十七条違反にはならない、すれすれの問題である、こういうふうに私は考へております。こういうふうに意見は違つてはいるわけですが、しかし今度の警察当局がとられた仕打というものはあまりにもひどいと私は思ふ。大臣は常識をもつて考えた場合に、これは實際ひどいのです。この児童生徒の前に教師として立つべき人を扱うやり方ではないと私は思ふ。教師なるがゆゑによほど慎重にして、しかも万々逮捕せざるを得ないような立場から逮捕したんだらうと林田委員は推察されておるが、かような納得できるような立場からの答弁は一言もない、あろうはずがない。あまりにもひどいと私は思ふ。警察当局としては疑いを持てば調べることは権利でしょう。このやり方というものは度を過ぎておることもあまりにもはなはだしきと思ふ。先ほど大臣としては佐賀県教育委員会と同じような気持で法務相とも話されたといふことですから、さらに国務相とも連絡をとられて、逮捕という事態が起つておるのですが、それを最小限度に、時間的に最小限度にとどめて一刻も早く釈放するようにさらに交渉をもつていただきたい。新たな事態が起つたなら

ば委員会を通じてわれわれ委員にその報告をしていただきたいといふことを要望しておきます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

午後二時六分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(岡三郎君) 速記を始めて、それでは暫時休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十三年五月四日印刷

昭和三十三年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局